

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年11月25日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和48年鹿沼市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 証明事務手数料の部防火管理者資格取得講習の課程修了に関する証明の項及び防火対象物及び防災管理対象物に係る点検報告特例認定通知に関する証明の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。